

## 平成25年度からの 指定管理者を指定しました

本年3月末で指定管理者の指定期間が満了した4施設について、4月1日から管理運営を行う指定管理者を指定しました。

### ■指定した施設と指定管理者

- 西条市総合文化会館
- 西条市丹原文化会館
- 西条市産業情報支援センター
- 西条市食の創造館
- 株式会社西条産業情報支援センター

### ■指定期間

平成25年4月1日～平成28年3月31日の3年間

### ■問合せ

市庁舎本館行政改革推進課  
行政改革推進係

TEL0897-52-1364

## 国民年金の「学生納付特例制度」をご存知ですか？

学生納付特例制度は、本人の所得が一定以下の学生に対して、国民年金保険料の納付を猶予する制度です。

※この制度を受けるには年度ごとの申請が必要です。

### ■対象となる学生

所得が一定以下で、大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上の課程）に在学する20歳以上の方（夜間、定時制課程、通信課程を含む）

### ■申請方法

年金手帳（お持ちの方）、印鑑（スタンプ印不可）、学生証（コピー可。表と裏）または在学証明書を持参し、住民票のある市町村の窓口で手続きをしてください。

なお、25年度以降も在学予定の方には、3月下旬に日本年金機構からハガキ形式の申請書が送付されますので、必要事項を記入し返送することで、25年度の特例申請を行うことができます。

### ■注意点

学生納付特例承認期間は、年金を受け取る際に必要な受給資格期間に参入されますが、年金額には反映されません。

一定以上の障害や死亡などの不慮の事態には、一定の条件を満たせば、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されますが、特例申請をせず、保険料の未納中に不慮の事故で一

定以上の障害が残った場合には、障害基礎年金を受け取ることはできません。

また10年以内であればさかのぼって保険料を納付でき、経過期間によって一定の額が加算されます。

### ■問合せ

- 新居浜年金事務所  
TEL0897-35-1362
- 市庁舎本館市民生活課年金係  
TEL0897-52-1383
- 各総合支所市民福祉課  
市民保険係（東予）  
市民福祉係（丹原・小松）

## 銃砲刀剣類には 登録手続きが必要です

銃砲刀剣類を新たに発見した場合、登録手続きが必要です。

最寄りの警察署へ発見の届け出を行い、発見届出済証の交付を受けた後、銃砲刀剣類を持参の上、県庁で偶数月の第3木曜日（祝日の場合は翌日）に手続きを行ってください。

### ■問合せ

県教育委員会文化財保護課  
TEL089-912-2976

## まちづくりボランティア 活動経費を補助しています

市では、まちづくりボランティアの活動経費に対して、補助金を交付しています。

### ■補助対象団体

- 5人以上で構成され、次の要件に該当する団体
- 市内で、地域社会生活などの改善・向上のための公益的活動を無償で行う団体
- 市内に居住、在勤、在学している人で構成され、ボランティア活動を行う団体

### ■対象とならない活動

- 福祉に関するボランティア
- PTAとしての活動
- 自治会の町内一斉清掃
- 公的機関から補助金などが支出されている活動
- 政治・宗教に関する活動
- 団体の親睦など、まちづくりボランティアに直接関係のない活動

### ■補助金額等

補助率 3分の2  
上限額 10万円

### ■申請期間

4月1日(月)～30日(火)

### ■問合せ

市庁舎本館市民生活課 市民活動支援係  
TEL0897-52-1462

## 有害鳥獣被害の 防除費用を助成しています

市では、有害鳥獣による農作物や林産物等への被害を防止するための防除費用を助成しています。

### ■助成内容

- 次の購入費に対して助成（予算の範囲内）
- 電気牧柵機
- 防護柵
- トタンでの防護柵は対象外
- 防護ネット
- 獣害対策限定
- 爆音機

### ■助成金額等

補助率 2分の1以内  
上限額 1人当たり年間5万円

### ■助成対象者

○市内に住所と農地を有する農業者  
○権限に基づく権利を有する耕作者など

### ■問合せ

市庁舎本館林業課 林政係  
TEL0897-52-1504  
○各総合支所農林水産課  
林政漁政係（東予）  
農林水産係（丹原・小松）